

平成 18 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ガーラ
代 表 者 代表取締役社長 菊川 暁
 (コード番号 4777 大証ヘラクレス)
問 合 せ 先 管理本部長 藤田 公司
 (TEL 03-5778-0321 (代表))

「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 18 年 5 月 18 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部訂正を要する箇所がありましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

表中の網掛け部分が、訂正箇所になります（下線部分は定款の変更箇所を示します）。

<訂正前>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新設)	(取締役の責任免除) 第 28 条 当会社は、取締役（取締役であった者を 含む）の会社法第 423 条第 1 項の責任に つき、善意でかつ重大な過失がない場合 は、取締役会の決議によって、法令の定 める限度額の範囲内で、その責任を免除 することができる。 2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社 外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任 につき、善意でかつ重大な過失がないと きは、同法第 425 条第 1 項各号に定める 額の合計額を限度とする契約を締結する ことができる。

<訂正後>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新設)	(取締役の責任免除) 第 28 条 当会社は、取締役（取締役であった者を 含む）の会社法第 423 条第 1 項の責任に つき、善意でかつ重大な過失がない場合 は、取締役会の決議によって、法令の定 める限度額の範囲内で、その責任を免除 することができる。 2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社 外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任 につき、善意でかつ重大な過失がないと きは、法令の定める額を限度とする契約を 締結することができる。

<訂正前>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新設)	(監査役の責任免除) 第 39 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

<訂正後>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新設)	(監査役の責任免除) 第 39 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度とする契約を締結することができる。

<訂正前>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新設)	(会計監査人の責任免除) 第 42 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

<訂正後>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新設)	(会計監査人の責任免除) 第 42 条 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度とする契約を締結することができる。

以上